

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」に関する意見

1. 全体に対する意見

(該当するページ: 総論)

まず、モバイル・エコシステムにおける各レイヤー及びレイヤー間の関係、個々の事例まで詳細に分析し、具体的な課題及び対応策を網羅的に提示された努力に心より敬意を表する。

新経済連盟では、かねてよりモバイル OS・アプリストアの寡占構造に由来する課題及びその解決の必要性について指摘してきたところ、課題の解決に向けた基本的な方針について賛同する。

2. 主にアプリストアにおける課題に関する意見

(該当するページ:P.80-83)

特に、Ⅱ 2-1.(決済・課金システムの利用義務付け)においても取り上げられている、アプリストアがアプリ開発事業者に課す高額な手数料及び自社決済・課金システムの利用義務付けに起因する課題については、競争政策の観点からだけでなく、スタートアップをはじめとする日本全体の産業振興の観点からも指摘してきた。また、本件課題については、当該手数料が消費者の負担する価格に転嫁されるとともに、消費者の選択機会を制限する(実際、同一のデジタルコンテンツでもアプリ内決済・課金システム経由の方が高額となっており、かつ、Ⅱ 2-2.で取り上げられている他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限があいまって、他の決済手段について知らない消費者も数多く存在する実態がある。)ことから、消費者の不利益にもつながっている。このように本件に起因して数多くの課題が発生しているところ、単に「一定規模以上のアプリストアを提供する事業者が、(中略)自社の決済・課金システムの利用を義務付けることを禁止する」だけでなく、その実効性を担保するため、他の決済・課金システムの利用を実質的に妨げるような行為(例えば、海外で実際に生じているように、他の決済・課金システムを利用した場合に別の高額の手数料が課されることも、当該行為に含まれると考えられる。)を防止する方針が示されたことに賛同する。

(該当するページ:P.89-90、P.103-104)

上記の高額な手数料等に起因する課題への対応に当たっては、アプリやデジタルコンテンツの入手経路を多様化し、かつそれが消費者にとって分かりやすい形で示されることにより、入手経路間の競争を促進させることが極めて重要と考えられる。その観

点から、Ⅱ 2-2.(アプリ内における他の課金システム等の情報提供、誘導等の制限)において、「一定規模以上のアプリストアを提供する事業者に対し、デベロッパが、当該アプリストア上で獲得したユーザーに対して、異なる購入条件であることを含んだ情報提供や取引の申し入れ(中略)を行うことを無償で認容することを義務付ける」としたこと、及びⅡ 2-3.(信頼あるアプリストア間の競争環境整備)において「一定規模以上の OS を提供する事業者に対して、セキュリティ、プライバシーの確保等が図られているアプリ代替流通経路を、実効的に利用できるようにすることを義務付ける規律を導入すべきである。」とした点に賛同する。

上記の自社決済・課金システムの利用義務付け禁止と合わせ、これらの対応を通じることにより、決済・課金システムに係る手数料がアプリ開発事業者にとって納得感のある水準・内容となり、ひいては消費者利益を確保するとともに我が国のスタートアップ振興にもつながることを強く期待する。

なお、当方としては、消費者保護の観点からもセキュリティ、プライバシーの確保は極めて重要であると考えているが、他方で、特定のアプリ・デジタルコンテンツ入手経路を認容した場合にセキュリティ、プライバシーが毀損されかねないとの OS 提供事業者側の主張が真に当てはまるか継続的に検証できる仕組みが必要であると考えます。

3. 柔軟な対応が可能となる制度・実効性が確保される制度の必要性についての意見

(該当するページ: 総論)

今回の最終報告では、モバイル・エコシステムにおける様々な課題に対し、「対応の方向性」として示されている各種方策が、実効性が確保されるものとなる必要があると考える。

例えば、今回の最終報告では、Ⅱ 6.(OS 等の機能へのアクセス)において、MiniApp や UltraWideBand(超広帯域無線)、NFC(近距離無線通信)などの個別具体的な課題と、それらへの対応の方向性が示されているが、同種の課題であっても現状把握しきれていない具体的課題が存在することや、今後の状況変化や技術の進展に伴って、新たな具体的課題が発生することも考えられる。そうした場合に対応が可能となるよう、今後の具体的制度設計に当たっては、ある程度柔軟に対応が可能となるようなものとするとともに、それでも対応できない場合には適時適切に制度自体を見直すことができるような仕組みとするよう、留意が必要であると考えます。

(該当するページ: P.31)

また、今回の最終報告では、「対応の方向性」において、OS 提供事業者は、セキュリティやプライバシーの確保等のために必要かつ比例的な措置を講ずることができる旨の記載がある部分がいくつか存在する(Ⅱ 2-3、2-4、3-1、3-2、6-2～6-6)が、上記2. でも述べているように、当該措置の実効性確保のためには、そうした措置が本当

に必要かつ比例的となっているか(過度なものとなっていないか)を規制当局が評価できる枠組みが必要と考える。

(該当するページ: P.33)

更に、実効性を確保するためには、海外事業者についても、日本国内での対応が適切かつ迅速になされるようにすることが極めて重要である。その観点から、I 3-2.(オ)に記載のある「国内の代理人又は管理者」については、日本国内の対応について、本国から実質的に権限が委譲された者が選任されるような方策が必要である。

4. 規制対象はモバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者に限定すべきことに関する意見

(該当するページ:P.29-30, 34-40)

海外においては、モバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者も含め、一定の基準を満たすプラットフォーム事業者を幅広く対象とした上で、当該プラットフォーム事業者による一定の行為を禁止する(又は一定の行為を義務付ける)アプローチを採っている事例も存在する。しかし、このようなアプローチは、関連分野でイノベーションを阻害する両刃の剣となりかねない危険性も内包しているため、特定の分野における市場の状況等を踏まえ真に必要と考えられる場合・対象に限定し、必要以上に対象を拡大しないようにすることが必要である。

モバイル・エコシステムにおいては、今回の最終報告でも現状認識として示されている通り、デジタル化する社会において、スマートフォンが消費者の日常生活、サービスを提供する事業者の経済活動の基盤として欠かせないものとなっており、かつ、マーケットシェアが2社でほぼ100%(OS間のスイッチングコストが高く基本的にシングル・ホーミング)といった、当該市場の特性からこのようなアプローチが是認されるものと考えられるが、こうした特性にかかわらず、他の市場において安易に同種のアプローチを取ることがないようにすべきである。